

●春の火災予防運動 3月1日～7日

『 その火事を 防ぐあなたに 金メダル 』

●山火事予防運動 3月1日～5月31日

『 あなたです 森を火事から 守るのは 』

3月から5月にかけては空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。火の取り扱いには十分注意し、火の用心に努めましょう。

◆住宅火災 いのちを守る7つのポイント

- 寝タバコやタバコの投げ捨てをしない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具やカーテンは、燃えにくい防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる



◆山火事防止5つのポイント

- 枯草などのある火災の起こりやすい場所では、たき火をしない
- 火の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する
- 強風時や乾燥時には、たき火や火入れをしない
- タバコの吸い殻は火を必ず消すと同時に、投げ捨てない
- 火遊びは絶対にしない、させない

火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出について

野外焼却は一定の例外を除いて全面禁止となっています。違反した場合には、5年以下の懲役、1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

ただし、下記のとおり焼却禁止の例外に該当するものもありますので、その際は、「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

◆焼却禁止の例外に該当するもの

- 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物処理
(例) 田んぼのあぜ焼、もみ殻のくん炭焼き、林業者の伐採枝の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) どんと祭のしめ縄などの焼却
- 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の処理
(例) 災害時の木くずなどの焼却、防災訓練



【届出先・届出の流れ】

- ①届出用紙に必要事項を記入し、総務課に提出する。(印鑑をお持ちください。)
 - ②黒川消防署大衡出張所に総務課受付済の届出書を持参し届け出る。
- ◎「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出書」は、火災との見間違えや延焼による火災発生に早急に対応するための届出です。

作業前後には、必ず黒川消防署に電話連絡ください。

- ◆問い合わせ先 総務課 ☎345-5111
黒川消防本部 ☎345-4161
黒川消防署大衡出張所 ☎345-0900



万葉の里さんぽみち



祝長寿 満百歳の誕生日を迎えて

七峰荘に入所されている佐藤みよこさんが満百歳の誕生日を迎えられました。

誕生日にはご家族と施設の方に見守られる中、萩原村長からお祝いの花と祝詞、特別敬老祝金が贈られました。これからも健やかに過ごしてください。



※撮影のため、マスクをはずしています

ひな人形に願いを込めて

2月12日(金)、小学校で桃の節句を前に、子ども達がひな壇を飾りました。

人形の並べ方やそれぞれの道具に込められた意味などについて話しながら飾り終えると、子どもたちはひな人形の前で記念撮影を行いました。



※撮影のため、マスクをはずしています

オンラインイベントで村をPR

2月13日(土)・14日(日)の2日間、宮城県が主催する「宮城まるごとオンライン移住フェア」が、県内の全市町村が参加し開催されました。

このイベントは例年、東京都内で開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで開催されたもので、ウェブ会議アプリを利用して個別相談などを行い、首都圏からの移住希望者に村の魅力をPRしました。

